

EXP0チャレンジ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 EXP0チャレンジ支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、県内中堅および中小企業者が特定の国や取引先に依存するリスクを回避・分散するために、国内外の展示商談会、見本市等（以下「展示会等」という。）の出展に要する経費を補助することにより、新たな販路開拓支援を目的とするものである。

(対象者)

第3条 群馬県内に主たる事業所を有する中堅および中小企業者を対象とする。この要綱における「中堅および中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 改正産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第2条に規定する中堅企業者
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (3) 前号の中小企業者を主たる構成員とする中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
- (4) 特定の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が群馬県内に主たる事業所を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体

2 本補助事業で支援する中堅および中小企業者は、「群馬県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）」及び「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書及び要綱（平成23年3月28日施行）」の運用に基づき、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(対象行為)

第4条 本補助金は、中堅および中小企業者が下記要件に該当する展示会等に出展しようとする場合に、第6条に定める経費を対象として交付するものとする。ただし、(1)と(2)に該当しない場合も、(3)を満たせば対象となる。

(1) 国内外で開催される昨年度（または、前回）来場者数が概ね1万人以上の展示会等であること

(2) 海外開催の場合はASEAN、インド、欧州、オーストラリア、カナダ等で実施する展示会等であること。

また、次年度出展を見越した可能性検討調査のための、渡航費および宿泊費、委託費を対象とする。

(3) その他、知事の認める展示会等であること

(4) 令和8年3月13日（金）までに終了する展示会等であること。

(5) 交付決定日から事業着手し、申請時の会計年度内に支払いが完了するものであること。

ただし、事前着手届出書を提出した場合は、交付決定日前に事業着手した場合も対象とする。

(対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、別表1に定める経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象としない。

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において前条に規定する補助対象経費のうち、国内開催の展示会の場合は2分の1以内、上限100万円。海外開催の展示会の場合は3分の2以内、上限200万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 中堅および中小企業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に基づく審査により、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じ条件を付すことができる。また、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項について、修正を加えて交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第 10 条 中堅および中小企業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第 11 条 補助金の交付決定を受けた中堅及び中小企業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、速やかに様式第 3 の 1 又は第 3 の 2 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助事業を廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認について、必要に応じ条件を付することができる。また、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、変更の承認申請に係る事項について、修正を加えてその承認をすることができる。

3 知事は、第 1 項の規定により、補助事業の廃止をする申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、様式第 3 の 3 による事業廃止承認書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の変更及び取消し等)

第 12 条 知事は、第 11 条の規定により補助事業の計画変更の承認をしたときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更するときは、様式第 4 による補助金変更交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他この要綱に違反したとき又はこの要綱等に基づく指示に従わないときは、補助金の交付決定を取消することができるものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第 5 による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告及び補助金の額の確定及び交付)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）から 15 日以内又は補助金の交付決定を受けた会計年度内の別に定める日のいずれか早い日までに、様式第 6 による補助事業実績報告書を

知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容に係る書類の審査及び完了検査等により、その成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7による額の確定通知書により補助事業者へ通知し、当該補助金を交付するものとする。

（補助金の経理）

- 第15条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（理由の提示）

- 第16条 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、又は補助事業の遂行の指示等をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

（調査）

- 第17条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

（事前着手制度）

- 第18条 助成対象期間は交付決定日以降としているが、交付決定前に事業着手が必要な場合、申請書提出期限までに第8号様式による届出を行うことで、事前着手承認日以降を助成対象期間とすることができる。

（その他）

- 第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月9日から施行する。

別表 1 （第 6 条関係）

補 助 対 象 経 費 一 覧 表

区 分	内 容
出展料	展示会等で割当てられた空間およびブース等の使用料や、商談会などへの参加料
装飾・設営費	自社で委託契約などにより小間の飾り付けに要する経費
広告宣伝費	自社や製品等の P R に関わる配布物や動画等の製作に要する経費
通訳・翻訳費	通訳者との契約料および、広告等の現地言語への翻訳費用
渡航費・宿泊費	展示会などの開催地への渡航費および宿泊費用。 ※海外開催の展示会等のみ
委託費	助成事業者が直接実施することができない又は適当でないものについて、第三者に行わせるために必要な経費（現地移動の委託を含む）
その他	上記のほか、知事が特に必要と認める経費
※消費税及び地方消費税は補助対象としない。	